



令和5年8月9日
技術管理課

建設工事等における刈払機による 事故防止対策の徹底について

県土木部所管の道路除草業務や河川工事において、刈払機による労働災害・公衆損害事故が連続して発生していることから、安全対策状況を再度確認し、安全管理の徹底を図るよう注意喚起の通知を発出しましたのでお知らせします。

通知先は、県機関のほか、建設業労働災害防止協会福島県支部、(一社)福島建設産業団体連合会です。

(建設業の皆様へ)

県土木部所管の道路除草業務や河川工事において、刈払機による労働災害(作業員等のケガ)・公衆損害事故(飛び石による第三者への損害)が連続して発生しております。

各現場における刈払機による除草作業時の安全対策状況を再度確認し、安全管理の徹底を図るようお願いいたします。

なお、事故内容を確認すると、初歩的な操作ミスや不注意が原因で発生した事案が多く見受けられますので、下記の点に留意して安全対策に万全を期すようお願いいたします。

記

1 特に留意する事項

- (1) 服装と安全装備の装着
 - ・ ハーネス付ベルト、腰バンド、すね当て、フェイスガード等
- (2) キックバック、刈刃位置
 - ・ 刈刃の左前1/3を使用、往復刈りをしない等
- (3) 近接作業の禁止と作業半径に立ち入らない
 - ・ 近接作業は1.5m以上間隔を取る、半径5m以内には立ち入らない等
- (4) 第三者への安全対策
 - ・ 作業場所を事前確認し石や雑木等を除去しておく、走行車両等と距離を取る、高刈りしてから低く刈込む等

2 作業員の安全衛生教育

- ・ 刈払機の使用は、危険な作業ですので、刈払機取扱作業者への安全教育など、適切に行うよう努めてください。

【問い合わせ先】

技術管理課 主幹兼副課長 鈴木博明

電話 024-521-7458 内線 3535